

# 令和8年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和8年2月9日】

## 1 文京区役所組織条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政組織を再編するため、提案する。
- (2) 改正内容  
「子ども家庭部」の名称を「こども未来部」に変更し、以下の所掌事務を追加する。(第1条及び第2条)
  - ・ こども及び若者の支援に関すること。
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 2 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 報酬の額を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 報酬の額の改定(別表)
    - (ア) 選挙管理委員会委員長及び識見監査委員  
月額295,400円 → 306,600円(11,200円増)
    - (イ) 教育委員会教育長職務代理者及び選挙管理委員会委員長職務代理者  
月額255,600円 → 265,300円(9,700円増)
    - (ウ) 教育委員会委員及び選挙管理委員会委員  
月額235,800円 → 244,700円(8,900円増)
    - (エ) 議員選出監査委員  
月額147,600円 → 153,200円(5,600円増)
    - (オ) 選挙管理委員会補充員  
月額5,000円 → 5,200円(200円増)
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 3 文京区公告式条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 条例等の公布の方法等を見直すほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
  - ア 文京区公告式条例
  - イ 文京区財政状況の公表に関する条例
  - ウ 職員の退職手当に関する条例
  - エ 文京区立公園条例
  - オ 文京区立本郷給水所公苑条例
- (3) 改正内容
  - (ア) 条例等の公布の方法等の見直し
    - (2)アによる条例及び規則の公布並びに規程の公表、(2)イによる財政状況の公表、(2)ウによる退職手当に係る通知並びに(2)エ及びオによる工作物等の保管の公示について、区のウェブサイトに掲載し、又は文京区役所前掲示場に掲示して行うこととする。
  - (イ) 規則の公布等における長の署名等の見直し
    - (2)アについて、規則の公布又は規程の公表に当たって行う長の署名等を記名によることとする。
  - (ウ) その他規定の整備
- (4) 施行期日 令和8年5月21日

#### 4 文京区行政手続条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、聴聞等の通知の方式を見直すほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
- ア 聴聞等の通知の方式の見直しに係る規定の整備（第15条、第22条第3項及び第29条）  
不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知、弁明の機会の付与の通知の方式等について、氏名等を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。
- イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和8年5月21日

#### 5 文京区男女平等センター条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 男女平等センターの改修に伴い、使用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容
- 使用料の改定（別表）
- ア 研修室A  
(ア) 午前・午後・夜間 各100円減  
(イ) 全日 300円減
- イ 和室1及び和室2  
夜間及び全日 各100円減
- ウ 会議室  
(ア) 午前・午後・夜間 各400円減  
(イ) 全日 1,200円減
- エ 保育室  
(ア) 午前・午後・夜間 各500円減  
(イ) 全日 1,500円減
- (3) 施行期日等  
ア 施行期日 令和8年4月1日  
イ 適用日 令和8年6月1日以後の使用分から適用する。

#### 6 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（第2条第1項）
- |                                 |        |   |        |        |
|---------------------------------|--------|---|--------|--------|
| ア 区長の事務部局の職員                    | 1,743人 | → | 1,784人 | (41人増) |
| イ 議会の事務部局の職員                    | 13人    | → | 13人    | (増減なし) |
| ウ 教育委員会の事務部局の職員                 | 234人   | → | 234人   | (増減なし) |
| エ 教育委員会の所管に属する学校及び幼稚園型認定こども園の職員 | 175人   | → | 171人   | (4人減)  |
| オ 選挙管理委員会の事務部局の職員               | 8人     | → | 8人     | (増減なし) |
| カ 監査委員の事務部局の職員                  | 7人     | → | 7人     | (増減なし) |
| 合計                              | 2,180人 | → | 2,217人 | (37人増) |
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特別区人事委員会の勧告に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 管理職員の給与制度の見直し等に伴う給料表の改定（別表第一（行政職給料表(一)・(二)）及び別表第二（医療職給料表(二)・(三)））
  - イ 昇級制度における標準の昇給号給数の見直し（第6条第4項）  
行政職給料表(一)の適用を受ける職務の級が6級の者について、標準の昇給号給数を0号給とする。
  - ウ 管理職員特別勤務手当の見直し（第20条の2）  
週休日等以外の日における支給対象時間を拡大し、「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」とするとともに、管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を規則で定める旨を定める。
  - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 令和8年4月1日
  - イ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月文京区条例第6号）の一部改正  
平成30年行政人事制度の改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の規定を削除する。（付則第5項から付則第7項まで）

## 8 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員等の旅費制度の見直しに伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 主な改正内容
  - ア 旅費の種目及び内容の変更
    - (ア) 種目の名称の改正
      - ・ 車賃 → その他の交通費
      - ・ 移転料 → 転居費
      - ・ 渡航手数料 → 渡航雜費
    - (イ) 宿泊料及び着後手当に係る変更
      - a 名称の改正
        - ・ 宿泊料 → 宿泊費
        - ・ 着後手当 → 着後滞在費
      - b 定額支給から上限付実費支給へ変更
    - (ウ) 扶養親族移転料に係る変更
      - a 名称の改正 扶養親族移転料 → 家族移転費
      - b 支給対象の扶養要件を廃止し、同居する家族に支給することとする。
    - (エ) 死亡手当について、職員の区分に応じて定める額の支給から一律定額支給へ変更
    - (オ) 日当、旅行雜費及び食卓料の廃止並びに包括宿泊費及び宿泊手当の新設
  - イ 退職者等及び遺族の旅費の規定の新設
  - ウ 条例等の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対する旅費の返納の規定の新設
  - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 令和8年4月1日
  - イ 主な経過措置  
改正後の条例の規定は、施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅行命令等の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更日以後の期間に対応する分について適用し、当該

旅行のうち当該変更日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

ウ 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月文京区条例第17号）の一部改正

(ア) 旅費の種目に係る規定の整備（第5条第3項）

「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料」

→ 「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費」

(イ) その他規定の整備

エ 文京区長及び副区長給与条例（昭和22年6月文京区条例第7号）の一部改正

(ア) 区長及び副区長に支給する旅費の額は、(イ)及び(カ)によるものを除き、職員の旅費に関する条例の例によることを定める。（第3条第3項）

(イ) 鉄道賃、船賃及び航空賃の運賃の額の上限額を定める。（別表）

(カ) 宿泊費の額について、区長については国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）における内閣総理大臣等相当額、副区長については指定職職員等相当額とする。（別表）

オ 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年9月文京区条例第15号）の一部改正

(ア) 旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例の例によることを定める。（第3条第3項）

(イ) その他規定の整備

カ 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年12月文京区条例第16号）の一部改正

(ア) 費用弁償として支給する旅費の算定方法については、職員の旅費に関する条例に基づく職員の旅費の算定方法に準ずることを定める。（第7条第4項）

(イ) その他規定の整備

キ 審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和50年3月文京区条例第34号）の一部改正

(ア) 旅費の種目に係る規定の整備（第3条第2項）

「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」→ 「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」

(イ) その他規定の整備

ク 文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月文京区条例第18号）の一部改正

(ア) 旅費の種目に係る規定の整備（第5条第2項）

「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」→ 「その他の交通費、宿泊手当及び宿泊費」

(イ) その他規定の整備

ケ 文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月文京区条例第19号）の一部改正

(ア) 費用弁償の種目に係る規定の整備（第4条第2項）

「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」→ 「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」

(イ) その他規定の整備

コ 文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年4月文京区条例第14号）の一部改正

(ア) 旅費の種目に係る規定の整備（第3条第2項）

「車賃、旅行雑費、宿泊料」→ 「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」

(イ) その他規定の整備

## 9 文京区特別区税条例及び文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、公示送達に係る規定等を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
  - ア 文京区特別区税条例
  - イ 文京区後期高齢者医療に関する条例
- (3) 改正内容
  - ア 公示送達の方法の見直しに係る規定の整備

公示事項を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を文京区役所門前掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。
  - イ その他規定の整備
- (4) 施行期日 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

## 10 文京区議会議員及び文京区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、衆議院議員と参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担額が引き上げられたことに伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担額を引き上げるため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア ビラの作成に係る公費負担額の引上げ（第6条及び第8条）

1枚当たり 7円73銭 → 8円38銭
  - イ ポスターの作成に係る公費負担額の引上げ（第11条）
    - ・ 印刷費 1枚当たり 541円31銭 → 586円88銭
- (3) 施行期日 公布の日

## 11 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 法の一部改正に伴う題名及び引用条文の整備（別表第1の67の項）

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」 → 「マンションの再生等の円滑化に関する法律」「第105条第1項」 → 「第163条の59第1項」
  - イ 手数料の徴収項目に係る規定の整備（別表第1の67の項）

耐震性不足等により要除却等認定を受けたマンションの建替え・更新をする場合において、現行の容積率の制限の緩和に加え、高さ制限の緩和が可能とされたことにより、当該制限の緩和に係る特例許可申請手数料の徴収項目の規定を整備する。
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 12 文京区子どもの権利に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 文京区における子どもの権利に関する基本理念その他基本的事項について定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
  - ア 目的及び定義
  - イ 基本理念
  - ウ 子どもの権利
  - エ 子どもの権利を保障するための責務及び役割
  - オ 子どもの権利を保障するための取組
  - カ 子どもの権利擁護委員
- (3) 施行期日 令和8年4月1日。ただし、(2)カについては公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

## 13 文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 医療費の助成の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 題名の変更  
文京区子どもの医療費の助成に関する条例  
↓  
文京区子どもの医療費の助成に関する条例
  - イ 受給資格の所得要件に係る規定の削除（第2条第4項）
  - ウ 医療費の助成の範囲の拡大  
入院時食事療養を受けた場合について、法令の規定により子どもの養育者が負担すべき入院時食事療養費に係る標準負担額に相当する額についても、助成の対象とする（第5条第2項）。
  - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 令和8年4月1日
  - イ 文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年10月文京区条例第39号）の一部改正  
「文京区子どもの医療費の助成に関する条例」 → 「文京区子どもの医療費の助成に関する条例」（別表第1の10の項及び別表第2の11の項）

## 14 文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 こども基本法（令和4年法律第77号）の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例及び改正内容
  - ア 文京区子ども・子育て会議条例  
会議の名称の変更（題名及び第1条）  
「文京区子ども・子育て会議」 → 「文京区こども・子育て会議」
  - イ 文京区立認定こども園条例  
子育て支援事業に係る規定の整備（第19条第1号）  
「子どもの遊び場の提供」 → 「こどもの遊び場の提供」
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 15 文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例（新規制定）

- (1) 提案理由 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容 特定乳児等通園支援事業について、利用定員に関する基準、運営に関する基準等を定める。
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 16 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 府令の一部改正に伴う文言の整備  
「一般的条件」 → 「一般的要件」（第9条）  
「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」 → 「利用定員」（第16条第6項）  
「職員」 → 「乳児等通園支援事業所の職員」（第27条）
  - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 17 文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）の名称を変更するとともに、事業の追加に係る規定等を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア センターの名称の変更（題名、第1条及び第2条）  
「文京区子ども家庭支援センター」 → 「文京区こども家庭支援センター」
  - イ 「こども」の表記に係る規定の整備（第3条及び第7条）  
「子ども」 → 「こども」
  - ウ センターの事業の追加（第3条）  
(i) こどもに対する虐待の防止に関すること。  
(ii) 子育てに係る地域活動の支援に関すること。
  - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 18 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 区立後楽幼稚園の所在地を変更するため、提案する。
- (2) 改正内容 東京都文京区後楽一丁目7番7号 → 東京都文京区後楽一丁目7番22号
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

## 19 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に係る規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 管理職員特別勤務手当の見直し（第23条）

週休日等以外の日における支給対象時間を拡大し、「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」とするとともに、管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を規則で定める旨を定める。

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和8年4月1日

## 20 建物の取得について

(1) 取得の目的 区内介護施設改築等工事期間中の代替用建物

(2) 建物の所在 東京都文京区大塚四丁目46番5号

(3) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付3階建て

(4) 建物の面積 1,002.46平方メートル

(5) 取得価格 金1億1,300万円

(6) 相手方 東京都文京区大塚四丁目46番5—501号

五十嵐増太郎

東京都文京区大塚四丁目46番5—501号

五十嵐泰子

## 21 軽量ラック外110点の買入れについて

(1) 買入れの目的 文京清掃事務所初度調弁

(2) 種類及び数量 軽量ラック外110点

(3) 契約の方法 指名競争入札による契約

(4) 契約金額 金5,451万2,590円

(5) 契約の相手方 東京都文京区本郷五丁目1番13号

幸和商事株式会社

代表取締役 吉田武史

## 22 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事請負契約

(1) 契約の目的 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他工事

(2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約

(3) 契約金額 金2億2,575万3,000円

(4) 契約の相手方 東京都文京区本駒込二丁目19番3号

トリヤマ株式会社

代表取締役 鳥山幸得太

### 【参考】

① 工期 契約締結の翌日から令和9年3月10日まで

② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和8年度 債務負担行為

### 23 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他電気設備工事  
(2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による  
随意契約  
(3) 契約金額 金1億8,150万円  
(4) 契約の相手方 東京都文京区千石四丁目16番2号  
宝電設工業株式会社  
代表取締役 横田正寿

#### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和9年3月10日まで  
② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和8年度 債務負担行為

### 24 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 本駒込地域センター外壁及び屋上防水改修その他機械設備工事  
(2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による  
随意契約  
(3) 契約金額 金4億2,154万2,000円  
(4) 契約の相手方 精研・日管・にがた建設共同企業体  
構成員（代表者） 東京都文京区小石川一丁目15番17号  
株式会社精研東京本社  
常務取締役東京本社代表 松能功  
構成員 東京都文京区湯島一丁目11番5号  
株式会社日管設備  
代表取締役 富永光孝  
構成員 東京都文京区小石川五丁目18番12号  
にがた工機株式会社  
代表取締役 関根伯智

#### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和9年3月10日まで  
② 支出科目等 令和7年度 一般会計 総務費 施設管理費  
令和8年度 債務負担行為

### 25 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事  
(2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による  
随意契約  
(3) 契約金額 金3億250万円  
(4) 契約の相手方 東京都文京区千石四丁目26番19号  
株式会社リン・ドス  
代表取締役 東海林諭

#### 【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和9年2月26日まで  
② 支出科目等 令和7年度 一般会計 教育費 学校教育費  
令和8年度 債務負担行為

## 26 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

- (1) 提案理由 東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を変更する必要があるので、提案する。
- (2) 変更内容  
令和8年度及び令和9年度における後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を区の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約の附則を改める。
  - ・負担する経費
    - ア 審査支払手数料相当額
    - イ 財政安定化基金拠出金相当額
    - ウ 保険料未収金補填分相当額
    - エ 保険料所得割額減額分相当額
    - オ 葬祭費相当額
- (3) 変更期日 令和8年4月1日

## 27 令和7年度文京区一般会計補正予算

## 28 令和7年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

## 29 令和7年度文京区介護保険特別会計補正予算

## 30 令和7年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算